

香芝市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる者及び広告のデザイン及びリンク先WEBページの内容は、この要綱に定めるもののほか次の各号に掲げる要綱等に適合していなければならない。

(1) 香芝市広告掲載要綱(平成19年4月1日施行)

(2) 香芝市広告掲載基準(平成19年4月1日施行)

(広告画像の規格)

第4条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告画像のサイズは縦50ピクセル、横140ピクセルとする。

(2) 広告画像の形式は、GIF(アニメーションは可。透過GIFは不可)、JPEG、PNGのいずれかとする。

(3) 広告画像のデータ容量は4KB以下とする。

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) ラジオボタンを模した表現

(4) テキストボックスを模した表現

(5) プルダウンメニューを模した表現

(6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意志に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告画像にGIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとしなければならない。

(1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと。

(2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とすること。

(3) 画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする

4 広告は文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

5 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

6 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が香芝市の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、募集の都度、市長が定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円(消費税等を含む。)とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とする。

2 広告の掲載を開始する日は月の初日(その日が香芝市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。)とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、香芝市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に広告案に関する資料等を添え、市長に提出するものとする。

2 市長は必要に応じて申込みを行った広告掲載希望者に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、広告内容を審査し掲載の承認又は不承認について、香芝市ホームページ広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、承認をするに当たっては、掲載内容等に必要な条件をつける事ができる。

3 広告の掲載は、申込みの順により決定する。ただし、広告掲載希望者が第5条の規定により定めた枠数を超えたときは、市内に事務所又は事業所を有する事業者を優先する。

4 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、前項の規

定により他の広告掲載希望者が優先されたために掲載することができなかった広告掲載希望者を優先することができるものとする。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載の決定を受けた者 (以下「広告主」という。) は広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として申込期間分を一括前納するものとする。

(広告原稿の制作及び経費負担)

第 11 条 広告の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の定める仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第 12 条 市長は、第 9 条の承認後、事情変更等により、広告の内容、デザイン等 (以下「広告の内容等」という。) が第 3 条に規定する基準に接触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料が市長の定める日までに納付されないとき。

(2) 広告掲載に必要となる広告原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち未掲載期間に相当する額を返還することができる。

(広告主の責任等)

第 16 条 広告主は広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第 17 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、香芝市ホームページ広告掲載内容変更届 (第 3 号様式) により速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、香芝市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

香芝市長 様

(申請者)住所
会社・団体名
氏名
電話番号

香芝市ホームページ広告掲載申込書

香芝市ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づき、下記のとおりホームページへの広告掲載を申し込みます。

申込みに当たっては、香芝市広告掲載要綱、香芝市広告掲載基準及び香芝市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。

広告内容と目的	
リンク先の ホームページアドレス	http://
掲載希望期間	年 月 ~ 年 月

会社・団体名	
営業・活動内容	
郵便番号 住所(所在地) 代表者名	
連絡先 電話 Fax E-mail	
担当者名	

* バナー広告に掲載する文言及び画像の案を添付してください。

第2号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みいただきました香芝市ホームページ広告掲載申し込みについて結果を下記のとおり通知します。

記

1. 掲載の可否	掲載可 ・ 掲載できません
2. リンク先の ホームページアドレス	http://
3. 掲載期間	年 月 ~ 年 月
4. 広告掲載料納付期限	年 月 日
5. 広告原稿入稿期限	年 月 日

許可条件 ・ 掲載できない理由

--

備考

- ・ 広告掲載料は香芝市発行の納付書により、納付期限までに一括前納してください。
- ・ 納付期限までに広告掲載料の納付がない場合は、掲載を取り消しますので、ご注意ください。

年 月 日

香芝市長 様

(申請者)住所
会社・団体名
氏名
電話番号

香芝市ホームページ広告掲載内容変更届

年 月 日付けにて決定のありました香芝市ホームページ広告について、申込内容を下記のとおり変更したいので、香芝市ホームページ広告掲載取扱要綱第17条の規定に基づき届け出ます。

広告内容	
リンク先の ホームページアドレス	http://
掲載希望期間	年 月 ~ 年 月
その他	
連絡先等	担当部署 担当者名 電話番号 FAX E-MAIL